

平成 27 年度共生社会推進検討会議のまとめ

1. 経過

- 平成 24 年度に行った滋賀県障害者施策推進協議会小委員会「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会」において、障害のある人もない人もお互いを理解するため、継続した県民間の意見交換の場の設置が必要であるのではないかと提言を受けた。
- 平成 25 年度に行った糸賀一雄生誕 100 年記念事業のワークショップ（意見交換会）の中でも、障害のあるなしに関わらず地域住民が一緒になって、地域における草の根的な活動として、地域住民による主体的な取組みが継続的に行われていくことが必要との意見が多く寄せられた。
- このようなことから、平成 26 年度には「県民共生会議（仮称）」の位置づけ、活動主体、活動内容、運営経費などのあり方について検討するため、「県民共生会議（仮称）あり方検討会」を開催した。
- さらに、平成 27 年度には、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、障害福祉関係者のみならず、企業や県民が共に考え・行動するための具体的な方策を検討するため、共生社会推進検討会議を開催し、障害者差別解消法の施行に向けた取組の検討や障害者差別の解消に関する条例についての意見交換を行った。

2. 障害者差別解消法の施行に向けた議論

○基本的な考え方

- 個人の尊厳等に重きを置いた対応を心がけることが必要。
- 障害のある人は、支援を受ける客体ではなく、合理的配慮等があれば自らの選択と決定により主体的に社会参加ができることを再認識する必要がある。

○職員研修の充実

- 職員向けへの研修等では、実際に障害当事者の話しを聞いたり、実際に接する機会を作ったりすることが必要。
- 外見上はわからない障害の方もおり、適切な対応がされるよう研修等を積み重ねていくことが必要。

○環境整備の必要性

- ・合理的配慮だけでなく、バリアフリーなど環境の整備も重要。
- ・合理的配慮・環境整備を進めていくうえでは費用が掛かるが、時間が掛かっても意識をもって取り組んでいくことが必要。

○障害者差別解消法の課題

- ・相談対応から紛争解決へのフローが定められていない。
- ・障害福祉サービス事業所等の開設に対する地域の反対等への対処に疑問がある。

3. 障害者差別の解消に関する条例についての議論

○条例の必要性

- ・何のために必要なのかという原点を今一度再確認する必要がある。
- ・上記1. の障害者差別解消法の課題を補完するためには条例が有効。
- ・差別解消法の条例とは別に手話言語条例の検討も必要。

○条例制定のプロセス

- ・当事者を含めた地域での話し合いを行いながら、条例ができることを望む。
- ・来年度以降どのような議論をしていくかなど、具体的な行程表を表していくことが必要。
- ・私たちのいないところで、私たちに関わる制度を決めないでという趣旨をふまえたプロセスが重要。
- ・上乘せ、横だしをする場合、コンセンサスをしっかりととることが重要。
- ・絵に描いた餅にならないよう、一般県民に対してしっかりと周知していくことが重要。

4. 県民共生会議（仮称）の在り方について

- ・条例の必要性を検討するプロセスの中で、引き続き、県民共生会議の在り方も検討していく。

－ 会議の開催 －

○第1回会議

開催日時 平成27年9月11日（金） 15:30～17:00

議題 (1) 座長の選出について

(2) 会議の概要と今後の予定について

(3) 平成26年度「県民共生会議（仮称）あり方検討会」について

(4) 「共生社会づくり実践モデル事業」について

(5) 共生社会づくりに向けた条例についての意見交換

○第2回会議

開催日時 平成27年11月11日（水） 10:00～12:00

協議事項

(1) 滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（たたき台）について

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する相談窓口について

(3) 障害者差別解消支援地域協議会のイメージについて

報告事項

(1) 誰もが暮らしやすい福祉しがづくり支援事業費補助金について

○第3回会議

開催日時 平成28年2月22日（月） 10:00～12:00

協議事項

(1) 滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について

(2) 滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領ハンドブックについて

(3) 障害者差別の解消に関する条例について

報告事項

(1) 障害者差別解消法啓発シンポジウム等について

○第4回会議

開催日時 平成28年3月28日(月) 10:00～12:00

報告事項

- (1) 滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(案)(知事部局)について
- (2) 滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(案)(教育委員会)について
- (3) 滋賀県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(滋賀県警察本部)について
- (4) 滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応ハンドブック(案)について
- (5) ヘルプマークについて

議題

- (1) 共生社会推進検討会議のまとめ(案)について